社外役員の状況

(会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係)

2024年3月12日現在の当社の社外取締役5名(森田朗、芳賀裕子、小山田隆、鈴木善久、中田るみ子)はともに、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

2024年3月12日現在の当社の社外監査役3名(上野正樹、谷津朋美、田村真由美)のうち、上野正樹はキリン ホールディングス株式会社の元業務執行者です。谷津朋美、田村真由美はともに、当社との人的関係又は取引関 係その他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役による当社株式の保有は「(2)役員の状況 役員一覧」の所有株式数欄に記載 のとおりです。

## (企業統治において果たす機能及び役割)

当社の社外取締役は、様々な経歴、専門性及び経験等を有しており、その豊富な経験と知識を当社の経営に活

かすとともに、客観的かつ公正な立場から当社の経営の監督機能を発揮しています。 当社の社外監査役は、その専門性、知見及び経験等に基づき、客観的かつ中立的な立場から当社の経営を監査 することで、経営の信頼性や健全性の確保に努めています。

## (独立性に関する基準又は方針の内容)

「社外役員の独立性に関する基準」(2020年12月1日改正)に以下のとおり定めています。 当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、会社法に定める社外取締役又は社外 監査役の要件に加え、以下いずれの項目にも該当しないことを要件とする。

当社又は子会社の業務執行取締役、執行役員又は支配人その他の使用人である者 当社の親会社又は兄弟会社の取締役、監査役、執行役員又は支配人その他の使用人である者

「兄弟会社」とは、当社と同一の親会社を有する他の会社をいう。

当社の主要株主(当社の親会社を除く)の取締役、監査役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人で ある者

「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。

当社が主要株主である会社(当社の子会社を除く)の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支 配人その他の使用人である者

当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者

「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間総売上高の 2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行ってい る者をいう。

当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は 支配人その他の使用人である者

「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社又はその子会社」とは、直近事業年度におけるその会社 の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会 社に対して行っている会社又はその子会社をいう。

当社又は当社の子会社の主要な取引先である者

「当社又は当社の子会社の主要な取引先である者」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の 2%以上の支払いを当社又は当社子会社から受け、又は当社又は当社子会社に対して行っている者をいう。 当社又は当社の子会社の主要な取引先である会社又はその子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は 支配人その他の使用人である者

「当社又は当社の子会社の主要な取引先である会社又はその子会社」とは、直近事業年度における当社の年 間連結売上高の2%以上の支払いを当社又は当社子会社から受け、又は当社又は当社子会社に対して行って いる会社又はその子会社をいう。

当社又は当社の子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士(若しくは税理士)又は監査法人(若し くは税理士法人)の社員、パートナー又は従業員である者

当社又は当社の子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上 の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等

当社又は当社の子会社から、一定額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、

税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の社員、パートナー又は従業員である

本項において「一定額」とは、過去3年間の平均で当該法人、組合等の団体の総売上高(総収入)の2%に 相当する額をいう。

当社又は当社の子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関そ の他の大口債権者の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者 当社又は当社の子会社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業 務執行者である者

本項において「一定額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30%に相当す

る額のいずれか大きい額をいう。 当社又は当社の子会社から取締役(常勤・非常勤を問わない)を受け入れている会社又はその子会社の取締 役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員である者

又は に過去10年間において該当したことがある者

上記 に過去5年間において該当したことがある者

上記 ~ のいずれかに過去3年間において該当したことがある者